

## お知らせ

### 彦根市民会館の閉館に伴う貸館利用

昭和39年に竣工後、市民をはじめ多くの皆さんに愛されてきた彦根市民会館ですが、令和3年6月30日(水)に閉館することとなりました。

令和3年7月1日(木)以降、当館貸施設の利用はできませんので、ご了承ください。

**📞 文化振興室**  
☎ 23-7810 📠 21-3080

### 令和3年度に使用する納税通知書用封筒の広告主を募集

#### 募集する納税通知書用封筒

①**固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒**（発送予定：約46,000通、最低募集価格：50,000円）

②**市民税・県民税納税通知書用封筒および所得の回答案内用封筒**（発送予定：約18,000通、最低募集価格：20,000円）

③**軽自動車税種別割納税通知書用封筒**（発送予定：約26,000通、最低募集価格：30,000円）

**広告枠数** 各封筒につき1枠

**封筒の使用期間** 令和3年4月1日～同7月31日（当初発送分を想定しており、税目により使用期間が短くなる場合があります）

**広告の仕様** 色数：1色（税目によって色は異なる）、広告サイズ（縦×横）：6cm×15cm、原稿提出方法：完全データ入稿

※仕様や規制に関する事項など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

**📝** 11月2日(月)～12月7日(月)に、申込書に必要事項を書いて、直接窓口 ※申込書・仕様書などは、窓口を設置するほか、彦根市ホームページにも掲載します。

**📞 税務課**  
☎ 30-6108 📠 22-1398

### マイナンバーカード交付 休日開庁日

🕒 11月8日(日)、同29日(日) 9:30～13:00

(受付9:30～12:30)

**📞 市民課** ☎ 30-6111 📠 22-1398

#### 請求はお早めに

### 年金生活者支援給付金制度

年金に上乗せして支給されるお金で、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援する制度です。請求書の提出はお早めをお願いします。

#### 🎯 ● 老齢基礎年金を受給し、次の要件を全て満たす人

- ▶ 65歳以上
- ▶ 世帯員全員の市町村民税が非課税
- ▶ 年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下

#### ● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ▶ 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円(※)」以下
- ※同一生計配偶者のうち、70歳以上または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

#### <請求書の提出方法>

#### ● 新たに受給できる人

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が10月中旬以降に順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、切手を貼って早めに送付してください。

#### ● 年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて、彦根年金事務所(外町)で請求手続きをしてください。



厚労省のホームページ

**📞 保険年金課**  
☎ 30-6136 📠 22-1398

### 複十字シール運動

結核がまん延している国へ国際協力を行い、結核・肺がん・COPD(慢性閉塞性肺疾患)などの胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会の実現のため、募金活動を行います。

**📄募金額** 複十字シール(6枚)と封筒(3枚)の組合せ：1組200円

**📝** 11月2日(月)～12月28日(月)に、次の申込場所で募金と引き換えに複十字シールと封筒をお渡しします。

**📍申込場所** 健康推進課(くすのきセンター2階)、まちづくり推進室(彦根駅西口仮庁舎3階)、社会福祉課(福祉センター2階)、支所・各出張所

**📞 健康推進課**  
☎ 24-0816 📠 24-5870

### 井戸水を使用している人へ

井戸水を公共下水道に流している場合は、使用状況により排水量を認定しています。

井戸水および上水道の使用形態を変更した場合や使用人数が変わった場合は、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターに届け出をお願いします。

※市民課、支所、各出張所での住所異動などの届け出とは連動していません。

**📍 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター**

☎ 27-2802 📠 27-2803

### ご回答ありがとうございました

## 国勢調査 2020

調査の結果は、国・県・市の行政資料として使われるほか、報告書やホームページなどを通して幅広く公表されます。

**📞 企画課**  
☎ 30-6101 📠 22-1398

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報は、お問い合わせください(発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします)。

## お知らせ

### 11月は児童虐待防止推進月間

#### 虐待かも?と思ったらお電話ください

私たちが毎日の生活を送っている中で、虐待を受けている子どもを見かけたり、何か様子が変わったと感じたりしたら、次の機関に相談・連絡をお願いします(相談無料・秘密厳守)。

- ▶ 子育て支援課 ☎ 26-0994
- ▶ 家庭児童相談室 ☎ 23-7838
- ▶ 彦根子ども家庭相談センター ☎ 24-3741
- ▶ 児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) ☎ 189(いちばやく)
- ▶ 近くの民生委員・児童委員

子どもの安全を最優先に考え行動することが、大きな支援につながる第一歩です。

※調査をした結果、虐待の事実がなかったとしても責任を問われることはありません。

**📞 子育て支援課**  
☎ 26-0994 📠 26-1768

### 女性に対する暴力をなくす運動

夫などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性への暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為です。もし、つらい思いをしていたら、一人で悩まず、次の機関にご相談ください(相談無料・秘密厳守)。

**📞 子育て支援課相談電話** ☎ 23-7838

#### 配偶者暴力相談支援センター

- ▶ 園中央子ども家庭相談センター ☎ 077-564-7867
- ▶ 彦根子ども家庭相談センター ☎ 24-3741
- ▶ 園男女共同参画センター ☎ 0748-37-8739

#### 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖[SATOCO(サトコ)]24時間ホットライン

☎ 090-2599-3105  
**DV相談ナビ**(近くの相談窓口を案内)  
☎ #8008(はれれば)  
※緊急時は警察(110番)へ!

**📞 子育て支援課**  
☎ 26-0994 📠 26-1768

### 女性の人権ホットライン強化週間[11月12日(木)～同18日(水)]

夫やパートナーからの暴力、職場でのいじめ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの相談を専用電話で受け付けます(相談無料・秘密厳守)。

**全国共通「女性の人権ホットライン」**  
ゼロナゼロのホットライン  
☎ 0570-070-810

▶ 月～金曜日 8:30～19:00  
▶ 土・日曜日 10:00～17:00  
※法務局職員と人権擁護委員が相談に応じます(強化週間以外も平日8:30～17:15に相談を受け付けています)。  
**📍 大津地方法務局人権擁護課**  
☎ 077-522-4673

## 11月の彦根城ライトアップ

※いずれも日没～21:00まで

- 5日(木)** 児童虐待防止(オレンジ)
- 12日(木)** 女性に対する暴力根絶(パープル)
- 14日(土)** 世界糖尿病デー(ブルー)

### 11月は子ども・若者育成支援強調月間～地域の子どもは地域で守り育てる～

① **【豊かな心をはぐくむ家庭づくり(家族ふれあいサンデー)】** 毎月第3日曜日(家庭の日)は「家族ふれあいサンデー」です。親子での対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会にしましょう。

▶ **絵画・ポスター作品展**  
🕒 11月28日(土)～12月8日(火)  
📍 子どもセンター(日夏町)

② **【有害環境の浄化活動】** 市内各駅に設置している白ポストを中心に、露骨な性描写や暴力的な内容の雑誌・書籍、ビデオ・DVDなど、青少年にとって有害な図書などを回収しています。

③ **【「子ども110番の家」設置の推進】** 登下校時や外出時の子どもに、犯罪などの危険が迫った

際、逃げ込むことができる家や施設を募集しています。ご協力いただける場合は、各学区(地区)の青少年育成協議会または彦根市青少年育成市民会議事務局(少年センター内)にお問い合わせください。



◀ 「子ども110番の家」のプレート。市内で2,078件に設置しています。(9月末現在)

④ **【子ども・若者に寄り添います】** 生きづらさのある若者が一歩を踏み出すために、子ども・若者総合相談センター(☎ 47-3001)で相談を受け付けたり、通信サロン(☎ 20-9366(火・木曜日のみ))で居場所の提供をしたりしています。

**📞 ①～③ 少年センター** ☎ 24-9140 📠 26-1768、**④ 子ども・若者課** ☎ 49-2251 📠 26-1768